

C 指導員養成校制度運用規準

1. C 指導員養成校

(1) C 指導員養成校の定義

C 指導員養成講習会の講習科目（種目の特性に応じた基礎理論、実技）の全ての内容（内容の詳細）が大学等の授業科目のシラバスに明示され、該当する授業科目の単位を全て修得することで C 指導員養成講習会を受講したとみなせるカリキュラムを有する大学等を、公益財団法人全日本柔道連盟（以下、本連盟）中央審査資格委員会が C 指導員養成校と認定する。なお本規準内での大学等とは、学校教育法で規定された大学および専修学校、並びに国の行政機関などの付属機関として設けられた大学校をいう。

(2) C 指導員養成校の認定手順

①申請要件

C 指導員養成講習会の講習科目の全ての内容（内容の詳細）について、授業科目のシラバスに明示されている大学等が、C 指導員養成校の認定を受けるための申請（養成校申請）ができる（様式 1）。この際、内容の詳細は、大学等の複数の授業科目のシラバス内で明示されていても良い。

②申請受付

養成校申請は毎年度 3 月 11 日を期限とし、シラバスデータ、根拠資料等を添えて、本連盟指導者養成委員会へ提出する。

③審査と認定

本連盟中央指導者資格審査委員会が申請内容を審査し、基準を満たしていると判断した場合に、当該大学等を C 指導員養成校として認定する。

④審査結果の通知

本連盟指導者養成委員会は、認定の可否を 3 月 31 日までに養成校申請を行った大学等へ通知する。

⑤認定期間

C 指導員養成校の認定期間は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、期間終了後は再申請を必要とする。

2. C 指導員養成講習会受講免除者

(1) C 指導員養成講習会受講免除者の定義

C 指導員養成校に在籍する学生で、C 指導員養成講習会の講習科目の全ての内容（内容の詳細）に対応する大学等の授業科目の単位を全て修得した者を、本連盟指導者養成委員会が C 指導員養成講習会受講免除者（以下、受講免除者）として認定する。

(2) C 指導員養成講習会受講免除者の認定手順

①免除申請

C 指導員養成校の代表教職員は、対応する大学等の授業科目の全ての単位を修得した学生について、本連盟指導者養成委員会に対して C 指導員養成講習会受講の免除申請を一括して行う（様式 2）。免除申請の期間は、前期（8 月末～9 月 10 日）と後期（2 月末～3 月 10 日）の年 2 回とする。

②審査と認定

本連盟指導者養成委員会は、申請内容を審査し、条件を満たしていると判断した場合に、受講免除者として認定する。

(3) 審査結果の通知

本連盟指導者養成委員会は、受講免除者認定の可否を C 指導員養成校に通知する。通知期間は、前期は 9 月下旬、後期は 3 月下旬とする。

(3) 申請期間

免除申請は C 指導員養成校に在籍中の学生を対象とする。

3. C 指導員養成講習会受講免除者の資格審査試験と合格基準

(1) 資格審査試験と合格基準

受講免除者の資格審査試験は検定試験のみとし、レポート課題は免除される。検定試験の評価が 6 割以上で合格とし、6 割未満の場合は不合格となり、再受験は認めない。

(2) C 指導員候補者

受講免除者は本連盟指導者養成委員会が実施する資格審査試験を受験して合格すると、C 指導員候補者となる。

(3) 受験期間

受講免除者は本連盟指導者養成委員会が指定する期間に、資格審査試験を受験しなければならない。

4. C 指導員候補者の指導者資格認定

本連盟指導者養成委員会は、C 指導員候補者について所管する各都道府県連盟（協会）に通知する。各都道府県連盟（協会）指導者資格審査委員会は審議の上、C 指導員としての指導者資格認定を行う。

5. C 指導員養成校の取り消し

(1) 取り消しの条件

C 指導員養成校の認定がなされた後に、養成校申請や免除申請における不正が発覚した場合、本連盟中央指導者資格審査委員会が審議を行い、C 指導員養成校の認定を取り消すことができる。

(2) 不正行為の例

- ・虚偽の申請内容
- ・申請資料の改ざん
- ・その他本規準に違反する行為

(3) 取り消しの通知

取り消しが決定した場合、本連盟指導者養成委員会は、該当大学等に通知する。

6. その他

(1) この規準は、本連盟専務理事の決裁により改廃される。

(2) この規準は、2025 年 1 月 27 日より施行される。